

栗原市地震防災マップ

地域の危険度マップ 鶯沢地区

長町—利府線断層帯の地震の場合



○この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさマップ(長町—利府断層帯の地震)において示された強さ(震度)の揺れとなった場合に、地盤の液状化の影響を含めてどの程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。

○地震の発生の仕方によっては、被害の状況がこれよりも大きくなったり、小さくなったりすることがあります。

○長町—利府断層帯は、仙台市から利府町にかけて、ほぼ南北に延びる長さ約40kmの活断層です。約3000年に一度程度の割合で繰り返し地震を起こし、最後の活動は約2000年前ではなかったかといわれています。マグニチュード 7.1 の地震を想定しています。

栗駒地区

家具の地震対策も重要です。

■ 家具の対策

住宅の全壊を免れても、ガラスの飛散やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んでくるといった、日常の生活からは想像できない事態によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れて火災に巻き込まれたりすることがあります。新潟県中越地区においても自衛隊の約5割はガラスの飛散や家具類の転倒・落下によるケガによるといわれています。

家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- 固定器具を用いて家具や家電製品を固定する。
- 食器等の収納部が潰散するなどのないような、物の倒壊や落下を防止し、付ける。
- 転倒や落下を招く場所の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- いすというよりの遊具の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- 大きい家具は滑りやすい床材や敷の上には置かない。
- 家具の足は、下に重いもの、上へ軽いものを置く。
- 押し付けの危険なウォークインクローゼットの扉等の扉のリフォームを行う。
- ガラス扉には飛散防止フィルムを貼る。

○新潟県申請地震調査官の報告
平成17年 2005年 新潟県中越地区における人口被害に関する調査結果(震度 震央 震源) 2005

地域の危険度マップとは

■ 地域の危険度マップ

地域の危険度マップは、地震による建築物(木造)被害を、その被害の程度に応じてランク分けした上で、地図に表したものです。具体的な「揺れやすさマップ」で示した震度の異なる土地に、地震の発生(震1)の影響を含めて、全壊(震2)程度の被害を及ぼすと想定される建築物(木造)の割合を「危険度」として示しています。

○地震による死亡・ケガの原因は何？

阪神大震災での死者のうちの約3割は地震直後の家具、建物による圧死といわれています。

○皆さんの生命・財産を守るためには、住宅・建築物の耐震化が極めて重要です。

阪神・淡路大震災の死亡原因
出典「阪神・淡路大震災被害救済事業編」(阪神・淡路大震災調査報告編集委員会、2003)152

花山地区

鶯沢地区

一迫地区

建物の耐震化が重要です。

■ 木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあるとされています。

- 建てられてから、かなりの年月が経っているか(特に昭和56年以前に建てられたものか)。
- 住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- 住宅の構造、形、偏って大きな窓がたくさんあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。

耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状がなくても、耐震診断を受けることが重要です。次のような項目に心当たりがある住宅は、特に注意です。

ドアあるいは窓を開けたとき、柱と建具との間に著しい隙長の三角形の隙間が空いている。

ドアあるいは窓の建付けが悪く、建具の開閉が変形のために思うようにいかない。

窓の隙間が著しく水平を欠いている。

建物の壁面が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。

床面の傾斜が著しく感じられる。

シロアリや成虫(4枚羽根のついでしるあり)が浴室から飛び出す。

屋根の棟あるいは軒先が破れている。

モルタル塗壁に長い斜めのひび割れが入っている。

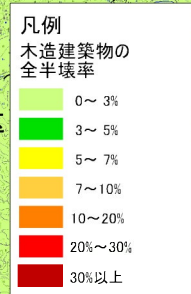
流しや浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

※このマップにおいて、市の境界部等で、計算上、色の分けられている箇所があります。

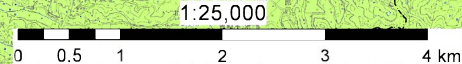
ブロック塀や石塀の地震対策をしましょう

1978年に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により11名が犠牲になりました。ブロック塀や石塀の構造は、高さ 低層の配筋率、必要な厚み、必要な処理、基礎の深さなどについて、建築基準法で定められていますが、この基準が守られていないものもあります。また、設置後の年月の経過により雨水がしみこんで鉄筋が錆びるなど劣化が進んでいるものもあります。[* ブロック塀のみに適用される基準]

道路(特に通学路)に面しているブロック塀が倒壊した場合、学童をはじめとする通行人に大きな被害を与える恐れがあります。塀等の工作物の管理責任は所有者にあります。所有するブロック塀・石塀の安全性の点検を行い、必要に応じて撤去や転倒防止対策を行ってください。



＜＜問い合わせ先＞＞
栗原市 建設部 建築住宅課
TEL 0228-22-1153 FAX 0228-22-0313



この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平野総検、第990号)